

令和5年12月からルール徹底化 ペットボトルは必ず分別

はがして すすいで **ポン!**



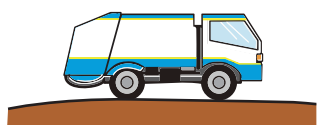
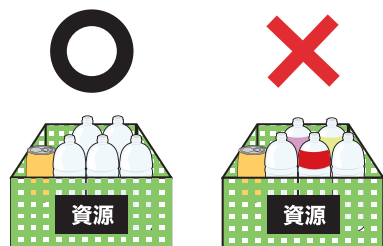
多摩市では、これまでも皆さまに、ペットボトルの分別ルールを守るようお願いしてきました。

令和5年12月からは、リサイクルの品質向上のため「必ず分別して」にルールを徹底します。

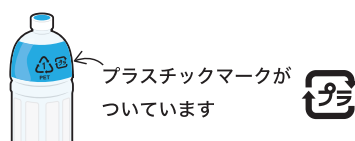
分別されていないペットボトルが混入している場合、容器内すべて（缶含む）収集しません。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

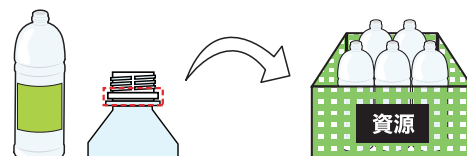
・分別がされていないペットボトルが入っている場合、収集しません



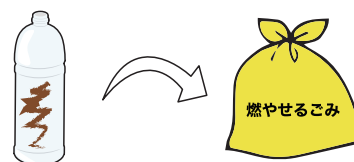
・キャップとラベルはプラスチックです



・全面糊付けラベルは、はがさず出せます
・残ったリングはそのまま出せます



・すすいでも汚れがとれないもの（油汚れなど）は燃やせるごみです



ペットボトルのQ & A



© 多摩市

Q 1. 多摩市でペットボトルとして出せるものは何ですか？

A 1. ペットボトルで出せるものは、識別表示マークが付いている指定表示品目です。



清涼飲料水、しょう油、みりん、酒類などのペットボトルが対象です。

※PETボトルマークの指定表示品目

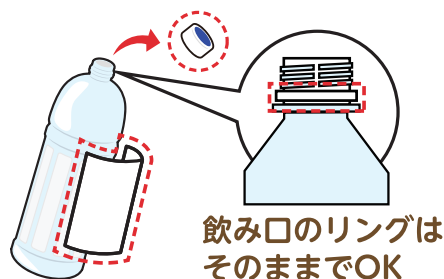
- ・飲料（清涼飲料・酒類・乳飲料など）
- ・特定調味料（しょう油・しょう油加工品（めんつゆなど）、アルコール発酵調味料（料理酒・みりん風調味料など））



Q 2. キャップについているリングはとらなくても良いですか？

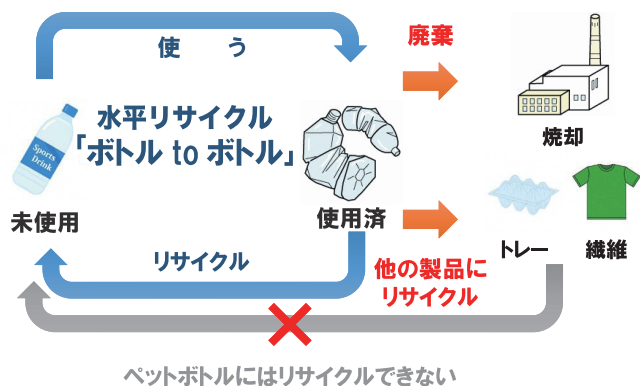
A 2. リングはリサイクル工場の粉碎洗浄で、ペットボトルとの比重差で分別できるため、はずす必要はありません。

なおキャップはリングと同じ素材ですが、とらないで捨てると、収集車の中でペットボトルの空気が抜けず潰れないため、回収しきれません。リサイクルの品質向上のためにも、キャップはとってください。



Q 3. ペットボトルは何にリサイクルされるのですか？

A 3. 多摩市では、使い終わったペットボトルを原料として、再びペットボトルにリサイクルしています。資源を繰り返し利用するので、新たに石油由来資源を使って作られるペットボトルと比べて、CO₂ 排出量が約60%削減されます。



Q 4. リサイクルされるなら、ペットボトルはどんどん使って良いですか？

A 4. 左のA 3の通り、ペットボトルの「水平リサイクル」は、CO₂ 排出削減になりますが約40%は排出されます。

また、流通や販売の過程においてもCO₂が排出されます。

新たな資源投入をやめ、CO₂ 排出を少なくするために、できる限りマイボトルを使いましょう。



© 多摩市